

DVD等貸出要項

(平成24年3月15日理事長決定)

- 1 目的
学校給食従事者の研修及び食育の支援に資するため、DVDの貸出しを行う。
- 2 貸出対象
市町村教育委員会、共同調理場及び学校等とする。
- 3 貸出DVD等
別記「貸出DVD等リスト」のとおり
- 4 申込方法
貸出しを受けようとする者は、使用月の3ヵ月前から電話等により申し込みをすることができる。なお、使用月1ヵ月前までにFAX又はメールにより別記様式「DVD等貸出申込書」を提出するものとする。
- 5 貸出・返却方法
貸出し及び返却に係る輸送は、当会の配送車又は輸送業者により対応する。なお、輸送に要する経費は当会の負担とし、返却に当たっては当会が用意した専用伝票又は輸送業者送り状を使用するものとする。
- 6 その他
(1) 使用申込日程が重複する場合などは、当会において調整することがある。
(2) 貸出しを受けた者は、使用后速やかに返却するものとする。

附 則（一部改正）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要項は、令和3年10月28日から施行する。